枚　方　市　教　育　委　員　会
協　議　会　　資　料

案 件

1　小学校給食非喫食者への支援について

2　中学校全員給食に向けた取組の状況について

3　「枚方市立小中学校における働き方改革推進プラン（素案）」について

〇開催日　　令和８年(2026年)８月20日
〇開催場所　　輝きプラザきらら３階　教育委員会室

教育委員会協議会資料

小学校給食非喫食者への支援について

総合教育部　おいしい給食課

１．政策等の背景・目的及び効果

本市では子育て世帯の負担軽減を図るため、国に先駆けて令和６年度（2024年度）の２学期から小学校給食無償化事業を実施していますが、現物支給に特化した制度であるため、食物アレルギー等の理由により学校給食を喫食していない児童（以下「非喫食児童」という）の世帯は給食無償化の恩恵を受けていません。

一方、国は令和８年度（2026年度）から小学校の給食費負担軽減交付金による抜本的な負担軽減策を開始し、自治体が実施する非喫食児童への支援事業も交付金の対象とする事を示しました。

これらを踏まえ、本市においても非喫食児童を対象とした「枚方市小学校給食における食物アレルギー等対応補助金」を創設し、子育て世帯のさらなる負担軽減を図るものです。

２．内容

（１）補助の対象

以下のやむを得ない理由により、恒常的に学校給食を食べることができず、給食停止の届け出をしている市立小学校在籍児童の保護者を対象に補助金を支給します。＜図１＞

① 食物アレルギーや疾病が原因で学校給食の全部又は一部を喫食していない場合

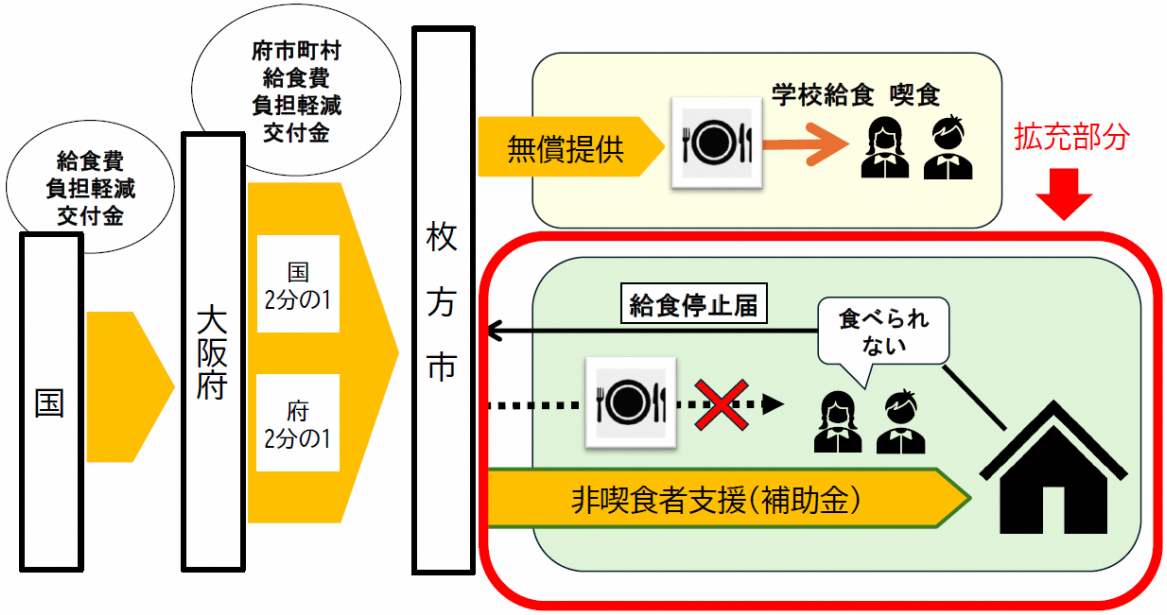
② 宗教上の理由により学校給食の全部又は一部を喫食していない場合

③ 不登校により学校給食の全部を喫食していない場合

④ その他市長が特に認める理由により学校給食の全部又は一部を喫食していない場合

※在籍していても就学の実態がないと判断される場合や自己都合による非喫食は対象外

＜図１＞



（２）補助金額

食材費相当分として、以下の金額(月額)に、実際に喫食しなかった月数を乗じた金額とします。なお、本市の小学校給食の食材費は国の交付基準額を上回りますが、喫食児童と同水準の支援を行うこととし、不足分は市が補填します。

・学校給食の全部を喫食していない場合・・・・(月額)５，５００円
・学校給食の牛乳を喫食していない場合・・・・(月額)１，３００円
・学校給食のパンを喫食していない場合・・・・(月額)　　６００円
・学校給食の米を喫食していない場合・・・・・(月額)　　６００円
・学校給食のおかずを喫食していない場合・・・(月額)３，０００円

※ 非喫食児童(全部又は一部)…約480人(令和８年５月現在)

（３）支給方法

・事前に給食停止の申し出があり、実際に非喫食であった場合に、月単位で支給します。
・申請は原則、学期末毎とします。

３．実施時期等

令和８年（2026年）　８月　　教育子育て委員協議会で実施(案)を報告

９月　　定例月議会で補正予算計上

10月　　保護者への制度周知等

11月　　同月分より支給実施

４．総合計画等における根拠・位置付け

総合計画　基本目標　一人ひとりの成長を支え、豊かな心を育むまち

施策目標16　子どもたちの生きる力を育む教育が充実したまち



５．関係法令・条例等

学校給食法

６．事業費・財源及びコスト

《事業費》　3,739千円（令和８年度(2026年度)補正予算）

支出内訳　補助金：3,739千円

＜参考＞　令和９年度の想定事業費：8,224千円（令和8年5月基準で試算）

《財　源》　府支出金:3,679千円

一般財源:　60千円

教育委員会協議会資料

中学校全員給食に向けた取組の状況について

総合教育部　おいしい給食課

１．政策等の背景・目的及び効果

本市は中学校の全員給食の実現に向け、一日あたり最大6,000食を提供できる新たな給食センターの整備と、調理・配送等の運営業務を一体的にPFI方式で実施する「（仮称）枚方市立中学校給食センター整備運営事業」を進めています。当該事業の入札公告に対して、令和7年（2025年）3月に続き、令和8年（2026年）1月の参加表明受付時にも事業者からの参加意向が得られなかったため、改めて事業者へのサウンディング調査を実施し、調査で把握した課題等について関係部署と協議の上、公募条件等の調整を行ってきました。ついては、現在の取組の状況について報告を行うものです。

２．内容

（１）サウンディング調査の結果について

①対象者：運営企業、厨房機器メーカー、設計企業、維持管理企業、ファイナンス企業の各１社および建設企業の２社の計７社

②契約制度に関する事項

調査において事業者から課題とされた内容	対　応
落札から契約締結までの間にＳＰＣ（※）の構成企業が入札参加停止措置を受けたケースに対して違約金が発生すること。	本件のみ違約金をなしにすることは不可能
長期の事業契約であるため違約金が過度に高額であること。	施設建設部分と運営部分を分割して違約金を算定することで額を抑えることは可能
ＳＰＣの構成企業の変更が認められずリスク回避ができないこと。	やむを得ない事情があれば変更を認める取り扱いは可能
入札参加停止措置の対象が不透明であること。	入札参加停止措置の対象を入札実施要領とともに公表することは可能

（※）SPC … PFI事業の実施主体として複数企業が出資して設立される特別目的会社

③社会情勢に関する事項

昨今の建設費や資材の価格高騰、建設業界等における深刻な人手不足など、本事業を取り巻く社会情勢が当初計画時から大きく変化していることにより、入札に参加することに対する不安が大きいといった懸念が示されていた。

サウンディング調査において、事業者が契約制度や社会情勢に関して課題に感じていることを踏まえて検討した結果、本市のガバナンス確保、他の契約案件との均衡の観点等から、事業者の意向に沿った対応をすべて行うことは困難であると判断した。

（２）今後の進め方について

サウンディング調査結果の精査、並びにそれらへの対応を検討した結果、本市が改めて提示可能な条件の範囲内で再度入札公告を行っても、事業者の参画は見込めないとの判断に至りました。

よって、現手法での実施は一旦断念し、課題や必要条件等を改めて整理した上で、中学校全員給食の実施手法について検討を進めてまいります。

【現時点で想定している主な手法】

手　法	説　明
ＤＢ（＋）Ｏ　方式	新給食センターの設計・施工（建設）を一括して発注し、運営（調理）、維持管理を分離して発注する。
従来方式	新給食センターの設計、建設、運営、維持管理をそれぞれ分離して発注する。
その他	民間デリバリー等、民間事業者の力を活かせる方策について検討する。

３．実施時期等

令和8年（2026年）8月　　教育子育て委員協議会で現状についての報告

新たなスキームの可能性等について調査・検討

11月　　教育子育て委員協議会で検討状況を報告

４．総合計画等における根拠・位置付け

総合計画　基本目標　一人ひとりの成長を支え、豊かな心を育むまち

施策目標16　子どもたちの生きる力を育む教育が充実したまち



５．関係法令・条例等

学校給食法

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律

６．事業費・財源及びコスト

《事業費》　▲１２，１５６，４５５千円

令和８年度 当初予算の減額

中学校給食における全員給食実施事業経費等　▲３８，６２６千円

令和９年度以降の債務負担行為の設定取り下げ

（仮称）枚方市立中学校給食センター特定事業関連経費（令和9～２６年）　▲１２，０８３，０６９千円

（仮称）枚方市立中学校給食センターPFI事業モニタリング業務委託（令和9～１２年）　▲３４，７６０千円

教育委員会協議会資料

「枚方市立小中学校における働き方改革推進プラン（素案）」について

学校教育部　教職員課

１．政策等の背景・目的及び効果

令和７年（2025年）６月18日、文部科学省より「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律」が公布され、教育職員の服務を監督する教育委員会に対して「業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定が義務付けられました。

本市教育委員会においても、教職員が心身ともに健康でやりがいを持って勤務できる職場環境を整えることで、子どもたちにより良い教育を実現することをめざし、働き方改革推進プランの策定・公表に向け、これまで関係各所と連携をし、協議を重ねてきました。

本市における学校の働き方改革のこれまでの取組の成果と課題を踏まえ、働き方改革推進プランの素案として、基本方針、具体的な取組の重点、成果指標等について整理し、まとめましたので、お示しするものです。

２．内容

本計画は、国の示す方向性を踏まえつつ、本市のこれまでの取組や学校現場の実態を踏まえ、働き方改革を総合的に推進する観点から整理し、まとめるものです。

具体的には、「教職員が働きやすい職場環境づくり（量的改善）」と「教職員が働きがいを感じる職場環境づくり（質的改善）」を重点とし、学校における業務改善に関する取組、学校における教職員の健康の増進及び福祉の向上に関する取組、教育委員会における「学校と教師の業務の３分類（文部科学省）」（学校以外が担うべき業務・教師以外が積極的に参画すべき業務・教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務）を踏まえた業務の見直しについて、整理を行います。

３．計画期間

令和９年度（2027年度）から令和11年度（2029年度）までの３年間

４．策定の進め方

文部科学省が示す方針や、教育行政学の有識者や精神科医等の知見を踏まえ、庁内協議を経て案を作成します。また、パブリックコメントの結果や議会、総合教育会議等のご意見を踏まえ、プランを策定します。

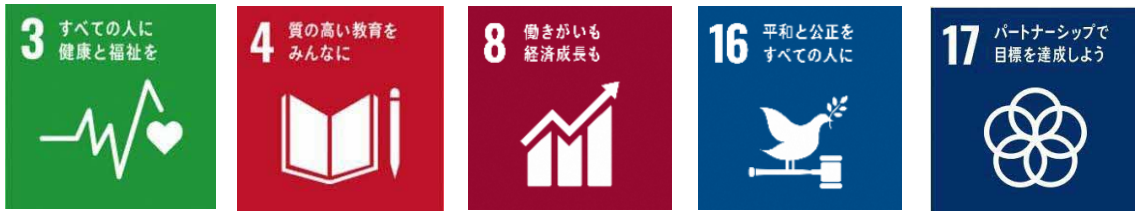
５．スケジュール（予定）

令和８年８月	教育子育て委員協議会：プラン（素案）について
９月	パブリックコメント
11月	教育子育て委員協議会：プラン（案）について
	総合教育会議
12月	教育委員会定例会：策定

６．総合計画等における根拠・位置付け

総合計画　基本目標　　一人ひとりの成長を支え、豊かな心を育むまち

施策目標16　子どもたちの生きる力を育む教育が充実したまち



７．関係法令・条例等

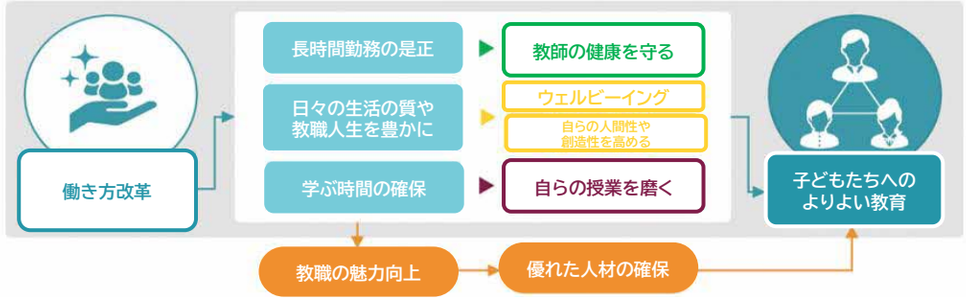
・公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律
・公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針
・学校教育法
・労働基準法
・労働安全衛生法
・こども基本法
・枚方市総合計画
・枚方市教育大綱
・枚方市教育振興基本計画
・枚方市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則
・大阪府教育委員会特定事業主行動計画
・枚方市特定事業主行動計画

枚方市立小中学校における働き方改革推進プラン
～教職員が元気な学校は、子どもたちも元気な学校～

概要版

策定の趣旨

教職員が心身ともに健康でやりがいを持って勤務できる職場環境を整え、教育にかける教職員の理想や思いが十分に子どもたちへと還元される状態を作り出すこと等により、子どもたちへのより良い教育の実現をめざす



学校現場の実態と課題

実態①
- ○ 時間外勤務の平均が約3割縮減
- ！ 時間外勤務の校種間の差
- ！ 過労死ライン超が2.3%

実態②
- ○ 労働安全衛生の意識向上
- ！ 高ストレス者が約15%

実態③
- ！ 管理職のマネジメント
- ！ 組織的な取組

実態④
- ○ 市内全校が目的を共有
- ！ 子どもの安全安心な学校生活
- ！ 教職員の働きがい

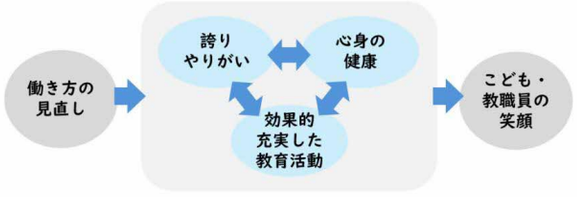
基本方針

めざす方向性

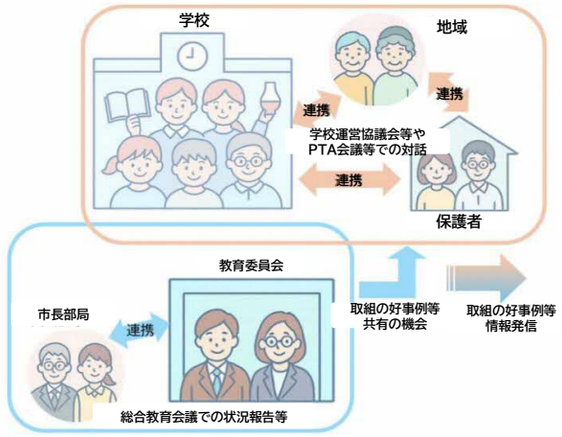
基本方向１
教職員の労働時間の適正化及び一人ひとりの心身の健康保持の実現

基本方向２
「学びの専門職」として学び続けることができる環境の実現

基本方向３
教職員一人ひとりが誇りややりがいを持って勤務できる環境の実現



推進体制



計画期間：３年間
※令和9年度～令和11年度まで
（毎年度進捗を点検）。

取組の重点・視点と成果指標

重点１ 教職員が働きやすい職場環境づくり（量的改善）

視点① 業務の削減・分業化・協業化
業務を削る、専門ごとに切り分ける、複数で連携する

視点② 業務の効率化・合理化
業務のあり方を見直し、時間・労力対効果を高める

視点③ 時間の意識化・有効化
限られた時間の使い方を自覚し、価値ある成果につなげる

時間外勤務の縮減

1か月の時間外勤務の平均時間	1か月の時間外勤務が45時間を超える教職員の割合	1年間の時間外勤務が360時間を超える教職員の割合
小中学校共に **30時間未満**	**0%**	**0%**
R7年度 小：23.0h 中：34.4h	R7年度 小：33.5% 中：58.9%	R7年度 小：28.8% 中：49.7%

ワークライフバランスの充実

年次有給休暇の年間取得日数
16日以上
R7年度　小：17.1日　中：16.4日

重点２ 教職員が働きがいを感じる職場環境づくり（質的改善）

視点① 心身の健康増進・労働安全衛生環境の改善
心と体の活力を高め、安全で快適な職場環境を整える

視点② ワークエンゲージメント向上
仕事に誇りと活力を持ち、自発的かつ生き生きと没頭している状態を保つ

メンタルヘルスの向上

ストレスチェックの受検率	高ストレス者数の割合
95%以上	**15%未満**
R7年度 小：96.0% 中：93.7%	R7年度 15.3%

ワークエンゲージメントの向上

「困りごとや不安があるときに、先生や学校にいる大人に相談できる環境がある」の肯定的回答率	「働き方改革を進めることで意欲的に働き、自分の能力を高めることができた」の肯定的回答率
85%以上	**80%以上**
R7年度 79%	R7年度 68%

取組内容（業務の３分類）

学校以外が担うべき業務

1．登下校時の通学路における日常的な見守り活動等
2．放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応
3．学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）
4．地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等
5．保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

教師以外が積極的に参画すべき業務

6．調査・統計等への回答
7．学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理
8．ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理
9．学校プールや体育館等の施設・設備の管理
10．校舎の開錠・施錠
11．児童生徒の休み時間における安全への配慮
12．校内清掃
13．部活動

教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

14．給食の時間における対応
15．授業準備
16．学習評価や成績処理
17．学校行事の準備・運営
18．進路指導の準備
19．支援が必要な児童生徒・家庭への対応

（参考資料）

（素案）

枚方市立小中学校における

働き方改革推進プラン

～教職員が元気な学校は
子どもたちも元気な学校～

令和８年（2026 年）●月

枚方市教育委員会

はじめに

予定

枚方市教育委員会
教育長　谷元　紀之

目次

1　プラン策定の趣旨と現状　・・・・・・・・　1

2　働き方改革推進のための基本方針　・・・・・・・・　8

3　計画期間　・・・・・・・・　9

4　具体的な取組の重点・視点と成果指標　・・・・・・・・　10

5　取組内容　・・・・・・・・　12

6　教育委員会による進捗管理・取組支援　・・・・・・・・　13

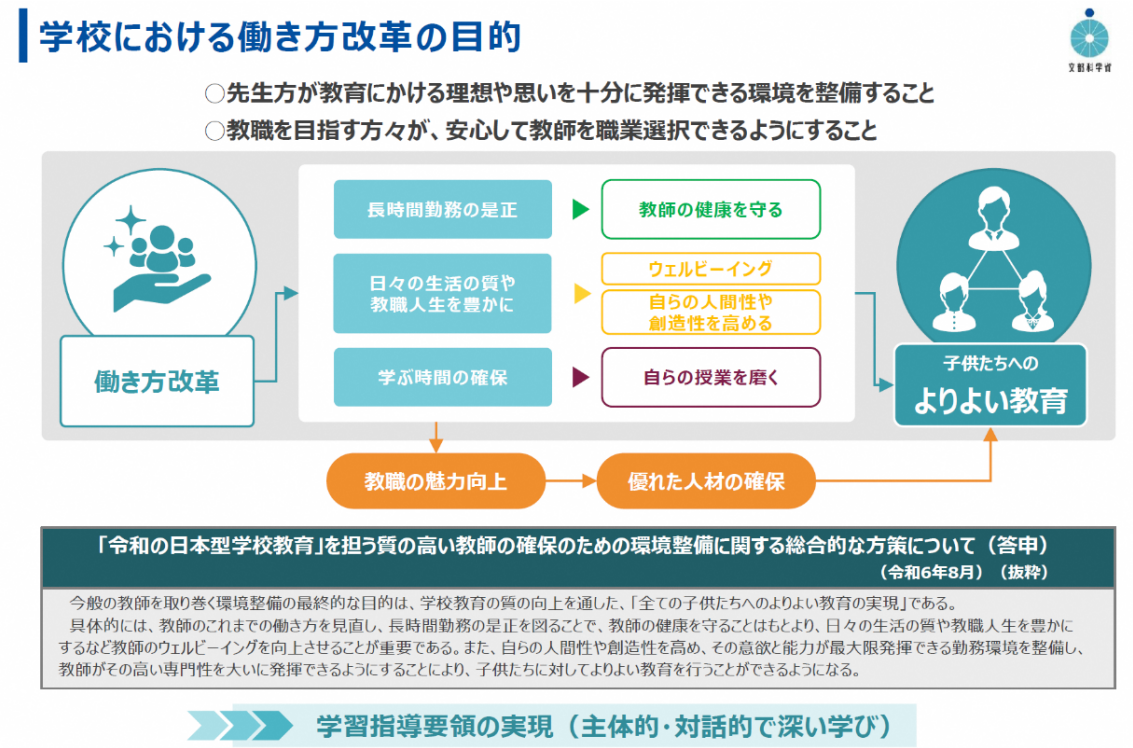
Ⅰ　プラン策定の趣旨と現状

策定の趣旨

枚方市教育委員会は、文部科学省が示す、学校における働き方改革の目的を踏まえ、教職員が心身ともに健康でやりがいを持って勤務できる職場環境を整え、教育にかける教職員の理想や思いが十分に子どもたちへと還元される状態を作り出すこと等により、子どもたちへのより良い教育の実現をめざしています（図①）。

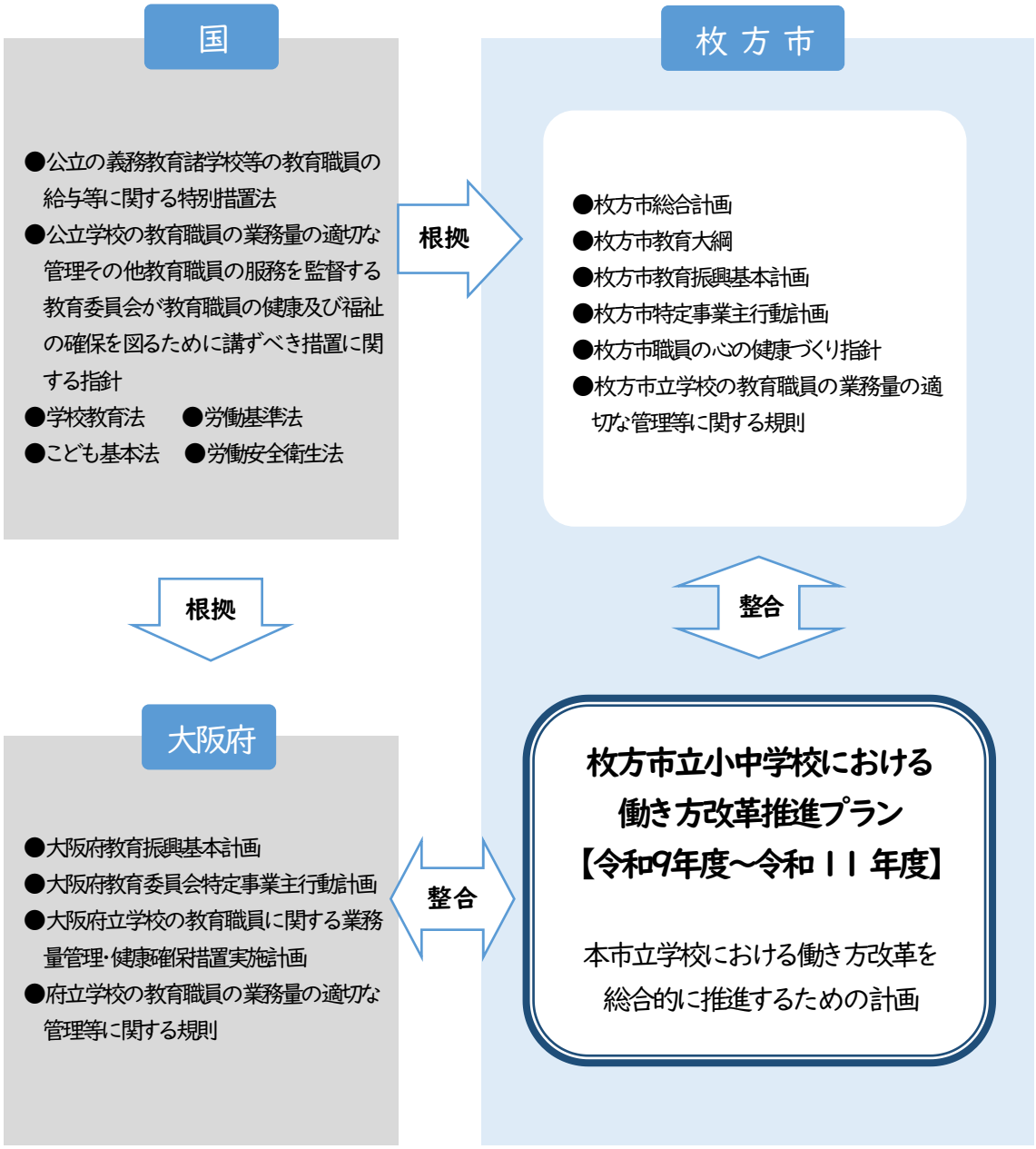
この度、これまでの本市の取組の成果を踏まえた上で、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」第８条に基づき、基本方針、具体的な取組の重点、評価指標等について整理を行い、現在の社会情勢や学校の実情に応じた取組を推進するために、「枚方市立小中学校における働き方改革推進プラン」を策定します。

【図①】働き方改革の目的（文科省資料より）



本プランは、国が示す関係法令や大阪府の諸計画等をはじめ、「枚方市総合計画」や「枚方市教育大綱」、「枚方市教育振興基本計画」やその他の関連計画等とも整合を図っています（図②）。

【図②】各種計画等の関連図



本市のこれまでの取組の経緯

本市立学校における働き方改革がめざす姿は「教職員が元気な学校は、子どもたちも元気な学校」です。本市では、教職員の時間外在校等時間※（以下「時間外勤務」という）の上限の原則とそれに伴う業務量の適切な管理に関する方針として、令和２年３月に「枚方市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」を定めました。また、学校における働き方改革について、令和２年度からは業務改善推進校を中心に本格的に取り組んできました（図③）。

※時間外在校等時間とは、全体の勤務時間から正規の勤務時間と休憩や自主的な自己研鑽の時間を引いた、実質的な時間外勤務（残業）時間のことです。上限は１月あたり 45 時間と規定しています。

【図③】本市立学校における働き方改革のこれまでの経緯

令和元年度 ～ 令和４年度	**業務改善推進校 10 校における研究・好事例発信** ・業務改善推進校 10 校における研究・全校への好事例発信 ・教育委員会事務局による伴走型支援	・年間を通じて、オンラインと対面による好事例共有 ・ストレスチェックの有効活用 ・校長評価の目標設定に働き方改革の視点を追加
令和５年度	**「笑顔の学校」プロジェクト　スタート** ・業務改善推進校を 21 校に拡充 ・労働安全衛生活動の研究開始	・総合教育会議で方向性や取組について議論
令和６年度 ～ 令和７年度	**「笑顔の学校」プロジェクト　全校規模に拡充** ・業務改善・労働安全衛生・ワークエンゲージメントを柱とした取組推進、好事例の市内横展開 ・文部科学省「公立学校教員のメンタルヘルス対策に関する調査研究事業」採択	・全校の管理職と推進リーダーが参加する交流・研修会の定期開催（年間３回） ・専門家（精神科医・教育行政学の有識者・臨床心理士・保健師・産業医）との連携 ・臨床心理士によるメンタルヘルス相談の充実 ・保健師による健康管理の充実

学校現場の実態と課題

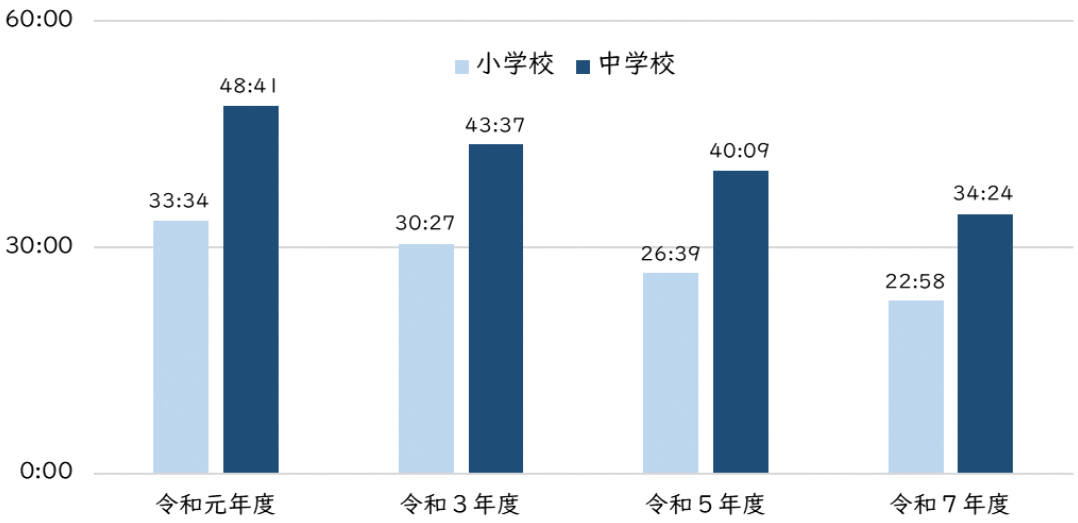
枚方市立学校ではこれまで、保護者・地域の方々をはじめとした、子どもたちを支えるすべての方々のご理解とご協力により、学校教育が支えられてきました。しかし現在、全国的に見て、学校が直面する課題が複雑化・困難化する中で、学校や教職員の負担は増大しています。学校現場においては、精神疾患による病気休職者の増加や教員志願者の減少、人材不足による教職員の未配置等、学校教育の持続可能性を揺るがす事態が生じています。

実態１

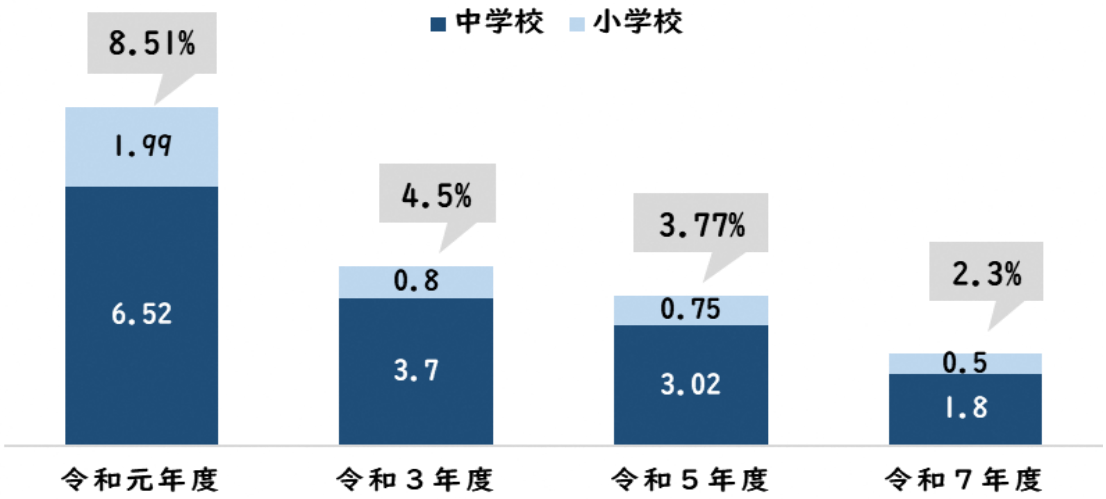
教職員の長時間勤務

本市では、これまでの働き方改革の取組により、枚方市立学校における教職員の時間外勤務の月当たりの平均時間が、これまでに約３割程度縮減しました（図④）。しかし、令和７年度の出退勤データでは、小学校平均が約 23 時間、中学校平均が約 34 時間と校種間で差があること、個別に見たときには産業医面談を必要とする１か月 80 時間を超える長時間勤務者が未だ 2.3%いること（図⑤）から、教育委員会は今後、それらの課題に焦点化した取組を進めます。

【図④】時間外勤務平均の推移



【図⑤】過労死ライン（80ｈ）を超える長時間勤務者の割合

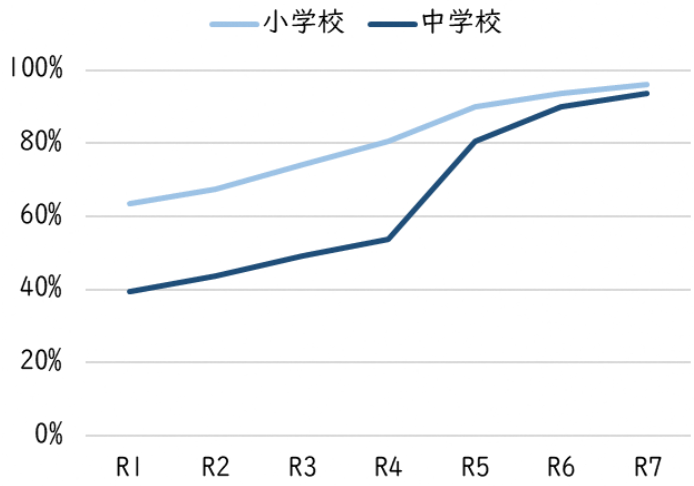


実態２

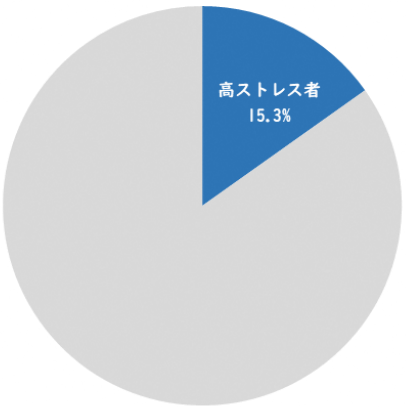
教職員のメンタルヘルス

本市では、働き方改革の取組の一環として管理職の労務管理意識を高めることで、学校現場における労働安全衛生意識が高まり、ストレスチェックの受検率が年々向上してきました。今ではどの学校においても、集団分析結果を有効に活用できる状態となっています（図⑥）。しかし、高ストレス者が一定数いることから、教育委員会は今後、更なるメンタルヘルス対策の充実を進めます（図⑦）。

【図⑥】ストレスチェックの受検率の推移



【図⑦】高ストレス判定者数の割合（令和７年度）

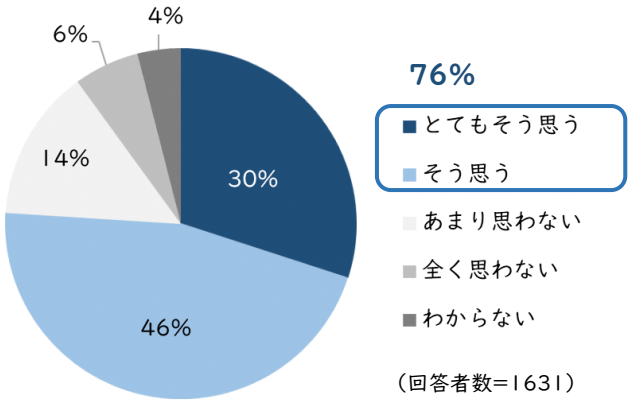


実態３

各校における組織的な取組

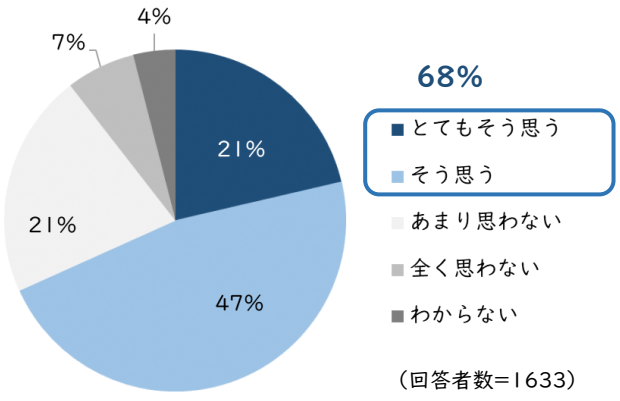
学校の働き方改革の組織的な取組について、令和７年度の学校教育自己診断のアンケート結果では、教職員の肯定的回答率は十分とは言えない状況です（図⑧、⑨）。そのため各校においては、年度毎に働き方改革の取組計画書を作成し、更なる取組推進を図っています。教育委員会は、今後も引き続き、学校が計画に基づいた組織的な取組を主体的に実行できるよう、支援します。

【図⑧】労務管理に積極的に取り組んでいる管理職



「校長は、教職員の健康管理の徹底や超過勤務時間の縮減に向け、校内の業務改善を図り、教職員の働き方改革に取り組んでいる」
R7学校教育自己診断（教職員対象項目）

【図⑨】働き方について教職員間で話し合っている学校



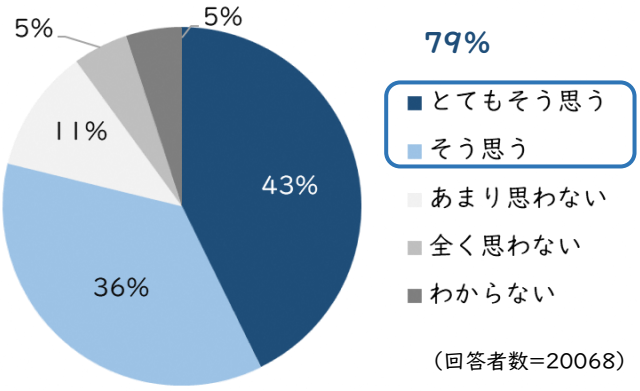
「学校は、教職員間で業務の在り方、見通しについて話し合う機会を設け、その話し合いも参考にしながら、業務の在り方の適正化を図っている」
R7学校教育自己診断（教職員対象項目）

実態４

教育の質

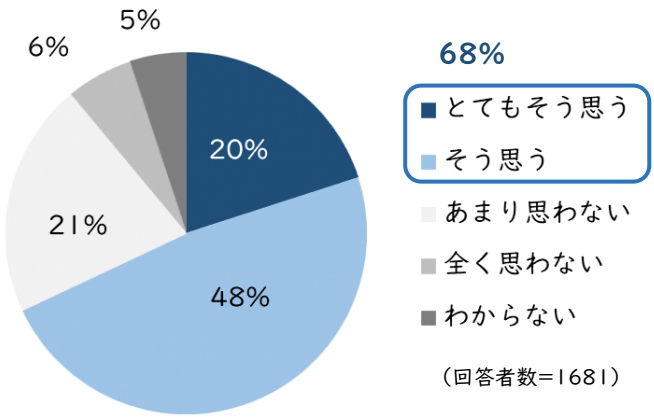
学校における働き方改革の目的が、「子どもたちへのより良い教育の実現」であることは、「笑顔の学校」プロジェクトの取組の成果として、すでに全校の共通認識となっています。教育委員会は、これまでもプロジェクトの成果指標としてきた、子どもたちの安全で安心な学校生活の実現（図⑩）と教職員の働きがいの向上（図⑪）について、今後も引き続き注目し、更なる数値向上につながる取組・学校支援を進めます。

【図⑩】児童生徒と向き合う時間が確保できている



「困りごとや不安があるときに、先生や学校にいる大人に相談できる環境がある」
R7学校教育自己診断（児童生徒対象項目）

【図⑪】創出された時間を自己研鑽にあてることができている



「働き方改革を進めることで、意欲的に働き、自分の能力を高めることができた」
R7学校教育自己診断（教職員対象項目）

２　働き方改革推進のための基本方針

めざす方向性

教育委員会は、教育目標である「学びあい、つながりあい、一人ひとりの未来をひらく～個人と社会のウェルビーイングの実現をめざし、可能性を最大限に伸ばす～」の実現に向け、学校の働き方改革の３つの基本方向を定め、取組を推進します。

これらのことは、子どもたちへのよりよい教育へとつながり、ひいては学校に関わる全ての人のウェルビーイングの実現へとつながります（図⑫）。

基本方向１

教職員の労働時間の適正化及び一人ひとりの心身の健康保持の実現

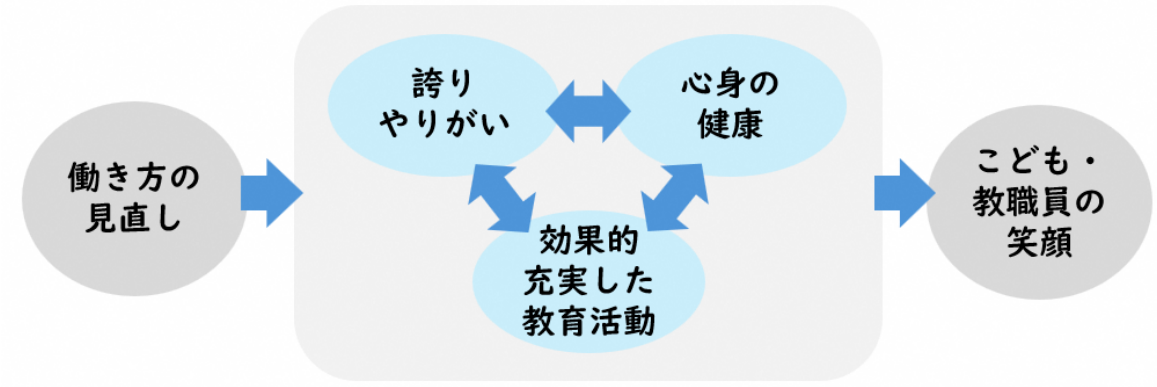
基本方向２

「学びの専門職」として学び続けることができる環境の実現

基本方向３

教職員一人ひとりが誇りややりがいを持って勤務できる環境の実現

【図⑫】働き方改革の好循環イメージ

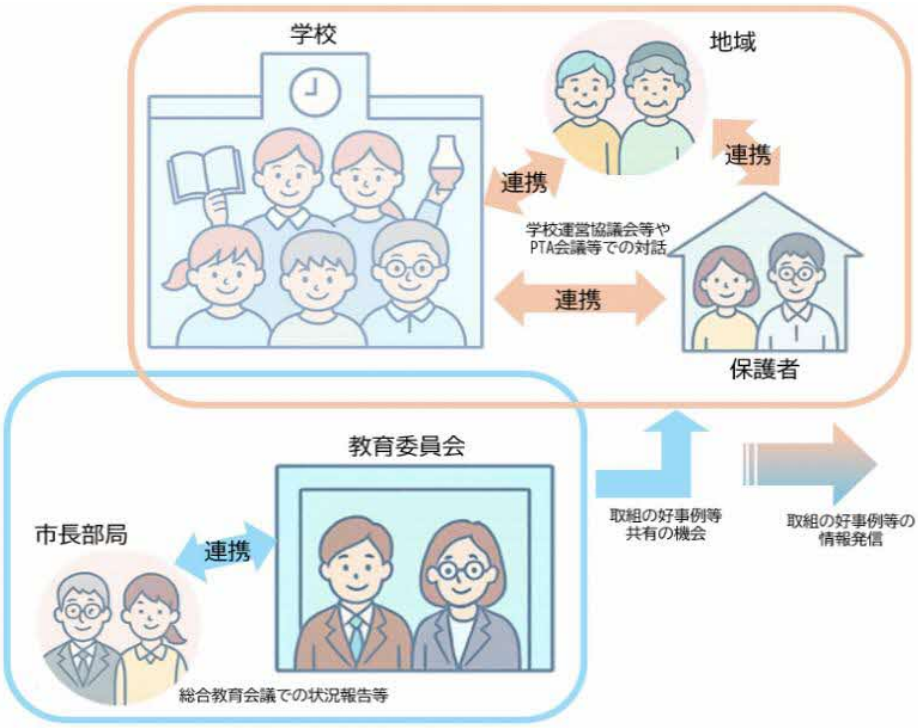


推進体制

学校は、教職員間で業務のあり方や見直しについて話し合う機会（業務改善委員会を校務分掌に位置付ける等）を設け、管理職はそれらの意見も参考にしながら取組の推進を図ります。

また、保護者・地域の方々からは、学校運営協議会等の話し合いの場で働き方改革についてのご意見をいただく等、校区や地域の実態に応じた連携を図ります。

教育委員会は、市長部局の関係各課と連携し、学校における働き方改革につながる人的支援、DX 化、地域との協働等、必要な施策の推進を図ります。また、総合教育会議において、取組状況の報告を通して、学校の現状や課題を共有し、プランについて検証及び改善を重ねます。



3　計画期間

この計画は、令和９年度から令和 11 年度までの３年間を計画期間とします。

※毎年度進捗状況を点検

4　具体的な取組の重点・視点と成果指標

本市では、教職員のワークライフバランス、ウェルビーイングの観点から、働き方改革推進の柱として２つの重点と５つの視点を定め、学校における働き方改革を一層推進します。

文部科学省は、働き方改革を「教職の魅力向上」の手立ての１つと位置づけ、「長時間勤務の是正」「日々の生活の質や教職人生を豊かに」「学ぶ時間の確保」をキーワードとして挙げています。

本市としてもその趣旨を踏まえ、以下の指標の目標達成をめざします。

重点１　教職員が働きやすい職場環境づくり（量的改善）

学校は自校の実情を踏まえ、できることを直ちに行うという考えのもと、慣例や伝統的な考え方にとらわれることなく、業務のあり方の見直しを図る。

視点①	視点②	視点③
業務の削減・分業化・協業化	**業務の効率化・合理化**	**時間の意識化・有効化**
業務を削る、専門ごとに切り分ける、複数で連携する	業務のあり方を見直し、時間・労力対効果を高める	限られた時間の使い方を自覚し、価値ある成果につなげる

時間外勤務の縮減

１か月の時間外勤務の平均時間	１か月の時間外勤務が45時間を超える教職員の割合	１年間の時間外勤務が360時間を超える教職員の割合
小中学校共に		
30時間未満	**０％**	**０％**
R７年度 小：23.0ｈ 中：34.4ｈ	R７年度 小：33.5％ 中：58.9％	R７年度 小：28.8％ 中：49.7％

ワークライフバランスの充実

年次有給休暇の年間取得日数

16日以上

R７年度　小：17.1日　中：16.4日

重点２　教職員が働きがいを感じる職場環境づくり（質的改善）

学校は、心身ともに健康で持続可能なウェルビーイングの実現をめざし、快適な職場環境の形成を図る。

視点①	視点②
心身の健康増進・労働安全衛生環境の改善	**ワークエンゲージメント向上**
心と体の活力を高め、安全で快適な職場環境を整える	仕事に誇りと活力を持ち、自発的かつ生き生きと没頭している状態を保つ

メンタルヘルスの向上

ストレスチェックの受検率

95%以上

R７年度
小：96.0%
中：93.7%

高ストレス者数の割合

15%未満

R７年度
15.3%

ワークエンゲージメントの向上

「困りごとや不安があるときに、先生や学校にいる大人に相談できる環境がある」の肯定的回答率

85%以上

R７年度
79%

「働き方改革を進めることで意欲的に働き、自分の能力を高めることができた」の肯定的回答率

80%以上

R７年度
68%

5　取組内容

教育委員会における「学校と教師の業務の３分類（文部科学省）」を踏まえた業務の見直し

文部科学省は、学校が担っている業務をその性質に応じて３つに分類し示しています（「業務の３分類」（図⑬））。

本市では、「学校以外が担うべき業務」について、これまでも保護者・地域の方々からのご協力を得ながら取り組んできました。今後においても、地域や学校の実情を踏まえ、各取組をどう推進していくか、検討を図ります。

教育委員会は、教師が教師でなければできない業務に専念できるよう、優先的に対応するもの、更なる推進を図るもの等の検討を行い、学校における働き方改革を支援します。また、市長部局や地域と連携し、それぞれの役割に応じた支援体制の充実を図り、学校の負担軽減につなげます。

学校は、地域や学校の実情に応じながら、学校運営協議会等での議論を経て、優先順位を定めながら、業務の見直しを行います。

【図⑬】学校と教師の業務の３分類（文部科学省）

学校以外が担うべき業務

１．登下校時の通学路における日常的な見守り活動等
２．放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応
３．学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）
４．地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等
５．保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

教師以外が積極的に参画すべき業務

6．調査・統計等への回答
7．学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理
8．ICT 機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理
9．学校プールや体育館等の施設・設備の管理
10．校舎の開錠・施錠
11．児童生徒の休み時間における安全への配慮
12．校内清掃
13．部活動

教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

14．給食の時間における対応
15．授業準備
16．学習評価や成績処理
17．学校行事の準備・運営
18．進路指導の準備
19．支援が必要な児童生徒・家庭への対応

6　教育委員会による進捗管理・取組支援

主体性を重視した取組の促進

教育委員会は、各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメントに関する研修を充実させる等、学校支援策を強化します。また、各学校の管理職のリーダーシップを発揮したマネジメントを促し、学校運営協議会における協議等や本計画に基づいた、教職員の働き方改革の取組推進につなげます。

保護者・地域との連携

教育委員会は、保護者・地域の方々等の協力により、教員が子どもたちと向き合う時間の確保につながった好事例を共有できる機会をつくる等、市内全体によりよい取組が広がるよう積極的な情報収集・発信を行います。また、学校

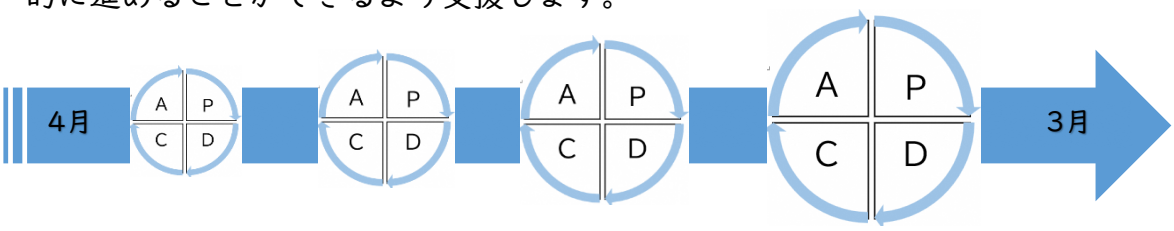
の現状と課題、取組による成果について、学校運営協議会等における学校からの情報共有を促すことで、保護者・地域の方々等との協働の推進につなげます。

状況把握と個別支援

教育委員会は、各学校の状況を確認し、本プランの内容に照らして課題が見られる時は、当該学校に聴き取り・指導等を行います。特に、時間外勤務が長時間となっている教職員がいる学校や、業務の持ち帰り・休憩時間の確保等が課題となっている学校に対しては、当該年度中の速やかな状況改善をめざし、当該学校に対する個別の支援・指導を行います。

適切な進行管理

教育委員会は、学校がスムーズにＰＤＣＡサイクルを回せるよう、全校参加の研修・取組交流会等の開催や、定期的な取組計画の確認等を通して進行管理を行います。また、保健師や臨床心理士の専門職からの情報発信をすすめ、課題を抱える学校には個別支援を行い、全ての学校が目標達成に向け取組を意欲的に進めることができるよう支援します。



目標達成状況の把握方法

時間外勤務の把握等については、出退勤管理システムを活用します。メンタルヘルスやワークエンゲージメントについては、ストレスチェックの結果や各校で行っている学校教育自己診断の結果から把握します。

結果の公表及び取組状況の報告

教育委員会は、取組の着実な実行を図るため、市内各校の教職員の時間外勤務の状況を把握し、毎月の定例校長会で資料を提供します。また、年度末に同資料の枚方市ＨＰでの公表を行うとともに、教育委員会会議及び総合教育会議において取組状況を報告します。